
別添6 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

1. 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容…………… 6-1

別添6 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

1. 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

対象事業で必要な主な許可等は、表 6.1 に示すとおりである。

表 6.1 対象事業を実施するにつき必要な主な許可等

許可等の種類	根拠法令の名称及び条項	許可権者等
土地区画整理事業の組合設立の認可	土地区画整理法 第 14 条	平塚市長
都市計画（市街化区域及び市街化調整区域）の変更	都市計画法 第 21 条	神奈川県知事
道路管理者以外の者の行う工事の承認	道路法 第 24 条	神奈川県知事 平塚市長
公共下水道計画の認可	下水道法 第 4 条	神奈川県知事
公共下水道管理者以外の者の行う工事の承認	下水道法 第 16 条	平塚市長
農地転用の届出	農地法 第 4 条第 1 項第 5 号	平塚市 農業委員会